

## 議案第41号 小松島市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

### 《改正の趣旨》

令和3年人事院勧告等に基づき、令和4年度からの期末手当の支給月数を現行のものから、再任用職員以外の職員については合計0.15月分、再任用職員については合計0.1月分減額する等の所要の改正を行うもの。

小松島市職員の給与に関する条例(昭和32年小松島市条例第20号)新旧対照表

現行	改正後（案）	備考
<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の127.5</u>(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の107.5</u>)を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の72.5</u>」と、「<u>100分の107.5</u>」とあるのは「<u>100分の62.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p>(期末手当)</p> <p>第20条 (略)</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に<u>100分の120</u> (給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの(第21条第2項において「特定管理職員」という。))にあつては<u>100分の100</u>)を乗じて得た額に基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>3 再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の120</u>」とあるのは「<u>100分の67.5</u>」と、「<u>100分の100</u>」とあるのは「<u>100分の57.5</u>」とする。</p> <p>4～6 (略)</p>	<p></p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p> <p>改正</p>